委託業務競争契約入札心得

（趣旨）

第１条　この心得は、藤枝市が行う競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものとする。

（入札の基本的事項）

第２条　入札参加者は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

（入札辞退）

第３条　指名の通知を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

２　指名の通知を受けた者は、入札を辞退するときは、次の各号により申し出るものとする。

⑴　入札執行前にあっては、入札辞退届（第１号様式）を持参して行うこと。

⑵　入札執行中にあっては、辞退届（第２号様式）を入札箱に投入して行うこと。

３　入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

（公正な入札の確保）

第４条　入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

（入札）

第５条　入札書は、第３号様式により作成し、封印のうえ、表面に「番号、何々業務委託入札書在中」と明記し、裏面に入札参加者の住所氏名を記載して公告又は指名の通知に示した日時及び場所において入札箱に投入しなければならない。ただし、入札の公告又は指名の通知で、封印の必要がない旨の定めがある場合は、封印を省略するものとする。

２　入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

３　入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

４　入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

５　入札は、郵送によることができない。ただし、指名の通知又は入札公告で郵送によることができる旨の定めがある場合はこの限りでない。

（入札書の書換等の禁止）

第６条　入札参加者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（入札の中止等）

第７条　指名競争入札において、入札辞退等により指名競争入札に参加しようとする者が１人の場合には、入札の執行を取りやめる。

２　入札参加者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができる。

３　開札前において天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

４　指名競争入札において、入札箱に入札書を投入した者が１人のときは、当該入札は行わなかったものとする。この場合、その入札書は開封しないで返却する。

（開札）

第８条　開札は、入札の終了後、直ちに当該入札場所において入札者を立ち会わせて行う。

２　入札者が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせる。

（入札の無効）

第９条　次の各号の一に該当する入札は無効とする。

⑴　入札に参加する資格を有しない者のした入札

⑵　委任状を持参しない代理人のした入札

⑶　所定の日時、場所に提出しない入札

⑷　記名押印を欠く入札

⑸　金額を訂正した入札

⑹　誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

⑺　談合その他不正の行為により入札を行ったと認められる者の入札

⑻　同一事項の入札について、２以上の入札をした者の入札

⑼　同一事項の入札について自己のほか、他人の代理人を兼ねて入札した者の入札

⑽　同一事項の入札について２人以上の代理人をした者の入札

⑾　前各号に定めるもののほか指示した条件に違反して入札した者の入札

（落札者の決定）

第１０条　入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

２　前項の規定にかかわらず、当該契約の内容に適合した履行を確保するため、特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

（再度入札）

第１１条　初度の入札に係る開札をした場合において、落札者とすべき入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。

２　次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

⑴　第９条第１項第１号から第３号及び第７号から第１０号までの規定に基づき無効と

された入札
⑵　最低制限価格に達しない入札

（同価格の入札者が２人以上ある場合の落札者の決定）
第１２条　落札となるべき同価格の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。
２　前項の場合において、当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときはこれに代わって入札事務に関係のない市職員にくじを引かせる。

（入札結果の通知）
第１３条　開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者がないときはその旨を開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせる。

（契約の締結）
第１４条　落札者は、落札の通知を受けた日から起算して７日以内に、別に定める契約書により契約書（当該契約書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を作成して契約を締結しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由あると認めた場合は、その期間を延長することができる。
２　落札者が、前項の期間内に契約を締結しないときは、その落札は効力を失う。

（契約書作成の省略）
第１５条　契約書の作成を省略する場合は、請書（当該請書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を徴する。この場合においては前条を準用する。

（契約の確定）
第１６条　契約書を作成する契約にあっては、契約当事者双方が記名押印したとき又は契約当事者双方の電子署名が完了したときに確定する。

（異議の申立）
第１７条　入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、契約書式及び現場についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（準用）
第１８条　この規定は、随意契約について準用し、見積書は第４号様式により作成するものとする。